

2026年 5月 15日

金融庁企画市場局企業開示課
東京証券取引所上場部 御中

一般社団法人全国銀行協会

「コーポレートガバナンス・コード改訂案」に対する意見

2026年4月10日（金）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「コーポレートガバナンス・コード改訂案」に対する意見

一般社団法人全国銀行協会

意見提出の背景・趣旨

- 今般のコーポレートガバナンス・コード改訂案（以下「本改訂案」という。）は、成長投資等の経営資源の適切な配分をはじめとして、企業が中長期的な価値向上に向けた本質的な取組みに注力できるよう後押しする観点から、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の対象となる原則の内容を抽象的かつ概念的なものに限定し、各原則の実効的な実施を支援するための具体的な内容や趣旨・背景を記載した「解釈指針」を新設することで、コード策定時のプリンシプルベースの精神に立ち返るための「コードの実質化」を狙いとしたものと理解している。
- 当協会の会員およびその子会社等は、銀行グループとして期待される役割を果たしながら、上場会社グループとして本改訂案を踏まえた対応を実践していく必要があることから、各種開示・報告事項について合理化の継続を要望するとともに、趣旨の明確化が必要な事項について確認するため、以下の意見等を提出する。

No.	該当箇所	意見等
1	原則1-2 株主総会 における権 利行使	<p>・現在、「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」において、「上場会社が電子提供措置開始日までに事業報告等…の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等を作成することを要しない。」、「会計監査人が…有価証券報告書について金商法に基づく監査をした場合には、会社法に基づく会計監査人の監査をしたものとみなす。」とすることが提案されていると理解している。また、2025年12月26日公表の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告において、「…相対的に有用性が低下している事項の有無を検証し、投資者にとっての利便性の向上に加え、企業による作成負荷の軽減とそれによる企業と投資者との対話の充実などの観点から、必要に応じて、有価証券報告書の記載事項の整理についても議論する」、「この点については、内閣府令事項であることから、来年春以降に審議を行う予定である。」とされていると理解している。</p> <p>・以上を踏まえて、本改訂案においても、序文の「14.」において、「金融庁は、企業負担も考慮し、現行法制下で一般化している実務運用からすると株主総会開催日の3週間以上前の開示は必ずしも容易ではないとの認識の下、法務省とも連携しつつ、…制度的な検討も並行して進める。」とされていると理解しており、この方向性に賛同するとともに、事業報告等や有価証券報告書に限らず、法令上、企業に対して求めている様々な開示・報告事項について、各開示・報告事項を求める目的・趣旨を踏まえつつ、その必要性・有用性や重複の有無等を不断に検証いただき、利用者・作成者双方の負担軽減・実質化の観点から、より一層の合理化を進めていただきたい。</p> <p>・例えば、決算対応から株主総会まで数多くの業務を一定の専門性を持った従業員のみで対応する必要があることから、現場のリソースが既に逼迫していることは従前から指摘されているとおりであるうえ、銀行業においては、事業報告等や有価証券報告書と一部重複する内容を含む業務報告書等（銀行法第19条、第52条の27）の作成が同時期に必要となっている。このような中で、有価証券報告書における非財務情報の開示拡充や総会前開示の要請により、現場の負担は年々増加している状況である。</p> <p>・なお、株主総会開催日や議決権行使に係る基準日の後ろ倒しによって3週間以上前の開示を実現する場合、役員人事や配当支払いも後ろ倒しとなり、現在の慣行における基準日以外での株主の把握等の影響に関する検討が必要となるなど、必ずしも容易ではないことにも留意いただきたい。</p>

No.	該当箇所	意見等
2	原則1-4 政策保有 株式	<p>・今般の改訂案において、政策保有株式については、現行の補充原則1-4①および1-4②を原則1-4に格上げしたほか、原則1-2の解釈指針において有価証券報告書におけるガバナンス情報等の一つとして挙げられているが、今般の改訂案によって従前の考え方が変わるものではないとの理解でよいか。</p> <p>・原則1-4に従前からあるように、政策保有については、その方針の開示や、毎年の取締役会で、個別の政策保有株式に関して保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証し、そうした検証の内容を開示することが求められていると理解している。</p> <p>・金融機関に対しては、例えば「地域金融力強化プラン」において、「地域活性化のためには、地域企業の成長等を支援する資本性資金の供給が重要」、「エクイティ（資本性資金）…等、一般的な融資にとどまらない手法を、…提供していくことが必要」、「…エクイティの供給…に積極的に取り組み」など、エクイティ供給が期待されている。そのようなエクイティ供給の具体的な例としては、地域スタートアップへの支援、事業承継・再生局面における支援、地域の活性化に資する事業を行う会社への支援等、地域金融インフラの一部としての側面も有し、単なる取引慣行ではないものも存在すると認識している。</p> <p>・他方で、「政策保有株式」の定義は、「純投資目的」（専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすること※1）以外の目的（政策保有目的）で保有される投資株式※2とされており、上記のような金融機関に期待されるエクイティ供給は、必ずしも純投資目的には該当せず、政策保有目的に該当することがあると理解している。</p> <p>※1 企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）5-19-3-2</p> <p>※2 2025年1月31日「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等）」No. 3</p> <p>・このように金融機関に期待されるエクイティ供給の結果として保有している政策保有株式については、その意義等も十分に踏まえたうえで、保有目的の適切性や、保有に伴う便益・リスクに見合った資本コストであること等を精査・検証し、必要な開示を行っていくことが重要と認識しており、従前と同様、政策保有株式は一律に縮減しなければならないとの趣旨ではないと理解している。</p>

以上